

<講習会システム紹介>

認定講習会

認定講習会は、感覚統合療法を実践する上で必要な基礎知識、対象の理解とその評価法、治療的介入の方法を習得することを目的としています。講習会は、A（基礎・評価）コース、B（解釈）コース、C（治療）コースの3つのステップに分かれ、Aコースから順次受講する必要がある、各コース修了時には修了証が発行されます。Cコースを修了すると資格認定試験を受講することが出来、審査を通過すると認定セラピストとして認定証が授与されます。

A（基礎・評価）コース

コースは、基礎理論編（前半：4日間）と検査習得編（後半：5日間）の2部構成となっています。

人間の発達や神経系の機能と構造など感覚統合療法の基礎知識の学習と感覚統合療法で用いられる検査・観察技術の習得を目的としています。

（Aコースの受講には、入門講習会の基礎コースを受講する必要があります。）

B（解釈）コース

コースは、解釈過程講義編（前半：4日間）と症例検討編（後半：5日間）の2部構成となっています。

Aコースで習得した評価を実施し、得られた評価結果をどのように考察し、子どもの持つ問題を感覚統合理論の観点から解釈を深めることを目的とします。症例検討編では、受講生が現場で担当しているお子さんの検査結果を持参し、グループにて検討します。

（Aコース修了かつA'コース合格者が対象です。）

C（治療）コース

Cコースは、講義コース（4日間）と実践コース（5日間）の2部構成となっています。

感覚統合障害を持つ子供の問題を把握し、あわせてどのような治療的介入を行うかを治療実習を通して理解することを目的とします。（Bコース修了者が対象です。）

＜認定講習会のご案内＞

A（基礎・評価）コース

コースは、基礎理論編（前半：4日間）と検査習得編（後半：5日間）に分かれていて、年度を分けて受講することも可能です（ただし、基礎理論編から順番に受講すること）。

感覚統合に療法に必要な基礎知識の学習と子どもの問題を把握するための評価技法の習得（JPAN 感覚処理・行為機能検査、臨床観察他）を目的としています。

*A コースの受講には、入門講習会の基礎コースを受講する必要があります。

*次のステップのB コースの受講には、検査習得編を受講した後、A'コース（検査の施行法が正しく習得されているかを確認するコース）を受講し合格していることが条件になります。

B（解釈）コース

コースは、解釈過程講義編（前半：4日間）と症例検討編（後半：5日間）に分かれていて、年度を分けて受講することも可能です（前半と後半を通して受講することが原則）。

A コースで習得した評価を実施し、得られた評価結果をどのように考察し、子どもの持つ問題を感覚統合理論の観点から解釈を深めることを目的とします。

*後半の症例検討編の受講には、1 症例の JPAN と臨床観察の結果と検査場面の映像の持参が必要となります。

*B コースの受講は、A コースの検査習得編の受講から、5年以内に受講することが原則で、5年を経過しての受講に関しては、理由書の提出と必要に応じてA' の再受講が必要です。

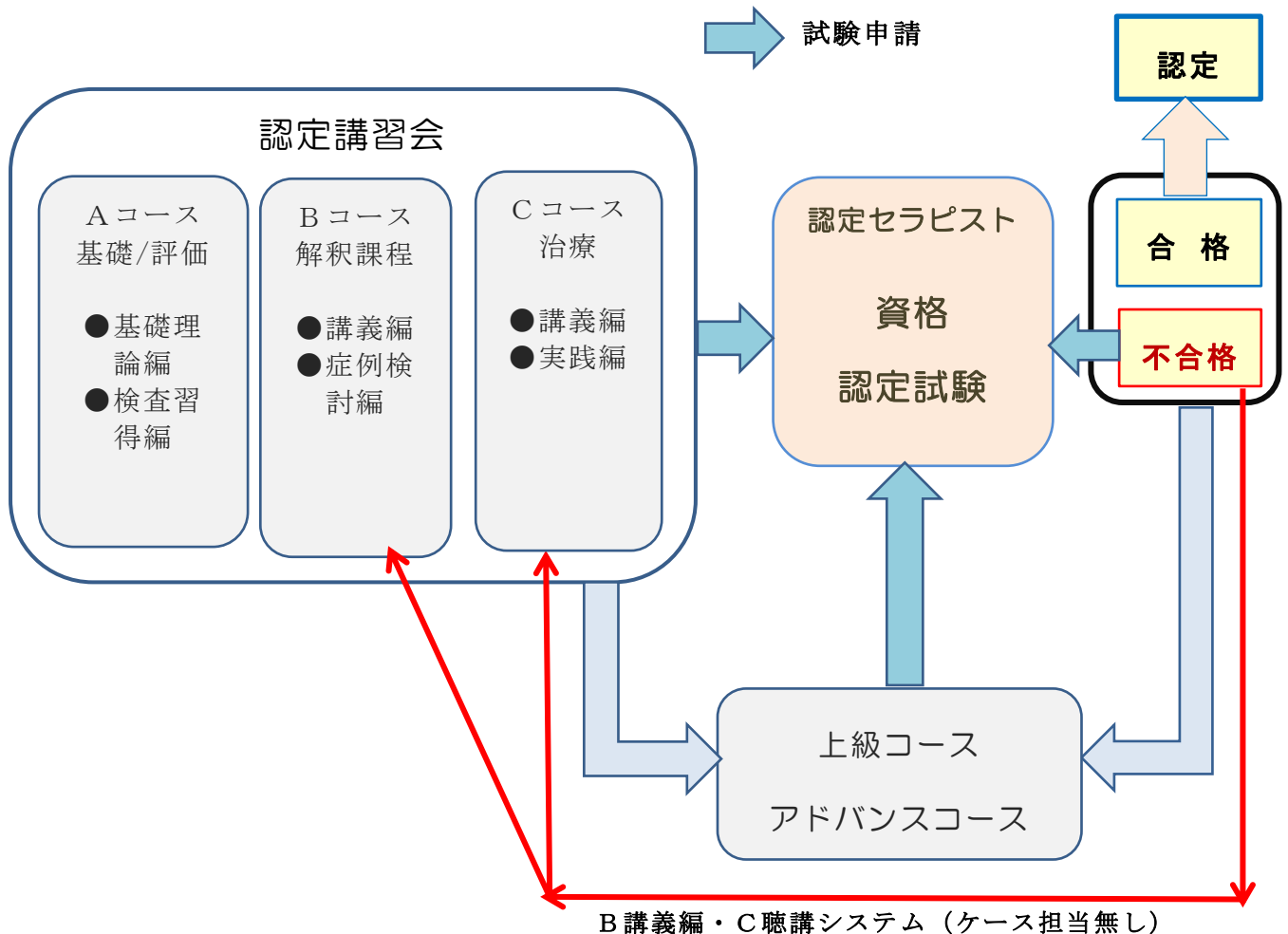
C（治療）コース

コースは、講義コース（4日間）と実践コース（5日間）に分かれていて、原則年度内に受講することが望まれます。

感覚統合障害を持つ子供の問題を把握し、あわせてどのような治療的介入を行うかを治療実習を通して理解することを目的とします。

感覚統合療法認定セラピスト
資格認定試験 実施要項 <2020 版>

◆資格認定試験システム



2017.9 より施行
2021.4 一部修正

I. 申請資格

1. 平成 29 年度以降修了者 →新認定システム
(資格認定試験申請に関する期限は設けない)
2. 平成 28 年度の修了者 →新認定システム または 該当年システム※①
3. 平成 28 年度以前修了者で 5 年経過している者
→該当年システム利用の場合「理由書」を提出 ※②③
4. 平成 28 年度以前修了者でアドバンスコース受講による判定にて認定が見送りの者
5. 平成 28 年度以前修了者で認定用症例レポート再提出判定にて認定が見送りの者

※① 認定用症例レポートの提出、またはアドバンスコース受講による認定申請可
(コロナ禍のアドバンスは中止のため、H27.28 年度の修了者は要相談)

※② 理由書とは：Cコース受講後5年以内に認定のための動きができなかった理由
(S I 学習履歴を含む。書式自由)

※③ 5 年を経過していても新認定システムの適用は可能。但し、該当年システム(アドバンス受講による認定・認定用症例レポートの提出)を利用する場合に理由書が必要となる。

II. 資格認定試験概要

1. 提出書類

<事前提出>

- 1)申請書（添付資料①；HP掲載予定）
- 2)治療コース（実践コース）**修了証**コピー
- 3)A4レジューメ2枚（症例情報・評価・解釈・介入方針の概要等）

<当日資料>

- 1)パワーポイントプレゼン資料
 - 2)評価に関する全資料 及び 原本のコピー
（結果のみでなく感覚統合関連の検査用紙など）
 - 3)評価およびセッション映像データ ※④
- } 資料提出※⑤

※④ 検査/評価映像；特に観察を必要とする検査はその映像が必要。
（臨床観察・行動観察・JPAN等の検査様子など）

セッション映像；職場の指定された治療時間をすべて収める。編集なし

※⑤ 資料は、配達記録が残る書留、もしくはレターパックプラス（対面受け取り）
を使用してください。1)2)の資料を**1部ずつファイリング**、もしくは**クリア**
ファイルに入れて、5部郵送してください。

2. 試験内容

- 1)パワーポイントプレゼンテーション（約40分）
プレゼン内容：症例情報・検査/評価の様子（動画含む）・評価結果のまとめと解釈・主訴との関係・介入仮説・介入経過・・・（再評価）・考察等
- 2)治療セッション動画プレゼンテーション（約60分 通常セッション時間+α）
- 3)質疑応答・フィードバック（約60分）
※上記1)2)3)は同時進行となります。

3. スケジュール

◆AMの場合

9:10～ 確認作業
9:30～ 試験開始
12:30 終了

◆PMの場合

13:40～ 確認作業
14:00～ 試験開始
17:00 終了

4. 映像及びプレゼンテーションに関する諸注意

- 1)映像の中に他の子どものセッションが同時に入らないようにお願いします。
- 2)三脚による固定ではなく、関係者による移動撮影をお願いいたします。
- 3)子どもの声やセラピストの声が拾える空間、位置関係にて撮影してください。
- 4)検査評価場面の撮影は検査者が言語指示をしているところから開始してください。
- 5)セッションは、担当セラピストのみにて実施し（通常のセッションスタイル）、**セラピー開始のところ**（子どもと対面したところ）から撮影を行い、セラピストと子どもの関わりがわかるように撮影してください。
- 6)プレゼンテーションは、原則、職場からの配信をお願いいたします。
- 7)映像再生に十分なスペック、及び、セキュリティ対策が施されているPCをご準備ください。録画モードもスペックに合わせて選択してください。
- 8)試験当日はオンライン上に流れる映像やフィードバック内容の**録画や録音をお断り**いたします。
- 9)試験当日、申請者以外のオンラインへの参加・聴講をお断りいたします。
- 10)オンラインのセキュリティ強化への協力内容や使用方法については説明書をお送りいたします。

5. 同意書・誓約書

運営側より個人情報の利用と目的に関する同意書や誓約書をお送りいたします。

Ⅲ. 資格認定試験判定基準

以下の項目をルーブリック評価「満足できる」「やや満足できる」「やや努力を要する」「かなり努力を要する」で判定する

1. プレゼンテーション：

- ①評価（情報収集・検査など）の結果の解釈
- ②主訴との関連性
- ③治療仮説（治療目標・介入プログラム）の妥当性

2. 映像によるパフォーマンス：

- ①こどもとの治療的関係を確立することができる
- ②子どもの遊びに対する内的欲求を支持することができる
- ③物理的・身体的・情動的安全性を保証できている
- ④ジャストライトチャレンジとなるような活動を仕立てることができる
- ⑤活動の選択を協業し、成功体験として締めくくるように仕立てられている
- ⑥行為機能や行動の組織化への挑戦に導くことができる
- ⑦感覚探索の機会の提供ができている

3. 合格基準

プレゼンテーション 3 項目＋パフォーマンス 7 項目＝10 項目×4 点＝40 点満点
原則 6 割以上にて合格と判定する。

4. 合格通知

試験終了後 1 ヶ月以内に通知する。

Ⅳ. 最終認定

資格認定試験で合格となった者は、理事会承認後、正式な認定セラピストとなり、認定証を授与する。

Ⅴ. 申請前サポート

今年度の申請前サポートは、オンラインでの実施を検討中です。ただし、オンラインの場合は、サポートでは動画（治療セッション）のコメントは、セキュリティ及び個人情報の関係により致しません。プレゼンテーション pptx（動画無し）について、インストラクターがサポート致します。

費用や詳細については検討中ですが、希望される方は、下記まで連絡を下さい。

認定部；k-hida@iuhw.ac.jp 日田勝子